

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成24年10月23日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第50号の審査	2
補足説明（都市整備部長）	
質疑（木村勝彦委員、藤浦雅彦委員、原田平委員、野原修委員）	
議案第38号の審査	6
採決	6
閉会の宣告	6

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年10月23日(火) 午前10時 1分 開会
午前10時29分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本靖一	副委員長	野原 修	委員	藤浦雅彦
委員	木村勝彦	委員	原田 平		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生 建築課長 林 弘一
水道部長 宮川茂行 同部次長兼工務課長兼浄水課長 渡辺勝彦
同部参事兼総務課長 豊田拓夫 営業課長 小明哲也

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

議案第50号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案第38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

足元の悪い中、また、お忙しい中、委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で建設常任委員会に付託されました案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、先に議案第50号の審査を行い、次に議案第38号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第50号の審査を行います。

補足説明を求めます。

吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 議案第50号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、大阪府都市計画法施行条例の一部を改正する条例、及び大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の施行に伴い、摂津市手数料条例

の一部を改正するものでございます。

内容としましては、大阪府が進めております権限移譲の関係で、都市計画法に基づく開発許可等の権限が、順次、大阪府下の市町村へ移譲されておりますことにより、その事務を執行するうえで手数料が発生するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明いたします。議案参考資料(条例関係)4ページから14ページまでの摂津市手数料条例の新旧対照表も併せてご参照いただきますようお願いいたします。

まず、摂津市手数料条例の一部を改正する条例で、改正案の摂津市手数料条例第2条第5号は、大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例におきまして、租税特別措置法に基づく事務のうち、一定規模以上の優良宅地の認定及び優良住宅の認定、特定の民間再開発事業の認定、特定民間再開発事業の認定及び地区外転出事情の認定の権限の移譲により、改正するものでございます。

手数料の金額につきましては、大阪府と同じ金額を設定しております。

次に、同じく摂津市手数料条例の一部を改正する条例で、改正案の摂津市手数料条例第2条第6号は、大阪府都市計画法施行条例の一部を改正する条例におきまして、都市計画法に基づく開発許可、及びそれに伴います変更の許可、工事の完了の公告の前における建築承認、開発許可を受けた地位の承継に係る承認、開発登録簿の写の発行及び開発許可を受ける必要がないことの証明の権限が移譲されることにより改正するものでございます。

手数料の金額につきましては、大阪府と同じ金額を設定しております。

なお、改正案の摂津市手数料条例第2

条第7号から第10号は、第6号を新規制定することによる号ずれとなっており、合わせまして、第4条第2号中の第2条第6号及び第7号を第2条第7号及び第8号に改正するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日につきましては、大阪府都市計画法施行条例の一部を改正する条例が、平成25年1月1日から施行するものとなっておりますことから、同日から施行するものでございます。

なお今後の作業におきましては、平成25年1月1日から都市計画法に基づく開発許可等の権限が移譲されますことにより、摂津市開発協議基準の改正も同時に進めております。

摂津市開発協議基準におきましては、公共施設等の施行基準で道路の基準も定めておりますが、道路法で規定されております市道の技術的基準につきましては、地方分権一括法により道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされており、本市では、(仮称)摂津市道路構造条例の新規制定を平成25年3月に予定しております。

したがいまして、(仮称)摂津市道路構造条例との不整合をまねかないため、同条例の施行に合わせまして摂津市開発協議基準の改正を予定しておりますことを、ご報告させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。
○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

木村委員。

○木村勝彦委員 大阪府の権限移譲を受けるということ、あるいはまた、その手数料が入ってくるということについては、非常に結構なことだと思うんですけど、その移譲に伴う事務の処理の問題として今の職員体制で十分やっていけるのか、

それに伴う予算が発生するようなことにならないのか、その辺の見解についてお聞きをしたいと思います。

○山本靖一委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 職員体制の関係でございますけども、現在、権限移譲の関係で、担当職員を5か月、大阪府に研修に行かせておりまして、事務的にはできるだけ問題がないような対応をしていきたいと考えております。ただ人員につきましては、やはり建築職という専門職でございますので、その部分が現在は非常に少ないという気がいたしております。

特に、団塊の世代の退職の影響をまともに受けておりまして、建築課でも、建築職の課長代理が現在いないという現状もでございます。ただ、一般職でありまして、皆が、一生懸命勉強をして、できるだけ問題が起きないように、また業務が衰退しないように、一般職も含めまして一緒にやっていっている状況であり、また、一般職で採用された者の中にも建築の技術を持っている職員もおりますので、そのあたりは、今後、人事課とも協議しながら職員の充実を図ってまいりたいと思っております。

今回の権限移譲でございますけども、現時点では、今までもそうですが、開発の関係は経由事務そのものは摂津市の開発協議基準に基づきまして、事前に調整もしております。そういうことから、新たに予算が発生して、どうかしなければいけないような大きな問題はないと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 権限移譲を受けて業者に対して開発許可を与えるとしても、それが全て、すんなりといく案件ばかりではないと思っております。当然、その中でトラブルが発生する可能性がありますし、そ

うというトラブルの処理など、事務処理の点で、私は危惧感を持ちます。

もう一つは、やはり許可を与えた以上は、検査もしっかりやっていかなければならないと思います。今日の摂津市の状況を見ると、例えば工事にしましても、検査体制が非常に弱いということを以前から指摘しております。安かろう悪かろうということでも困りますし、その辺の検査体制をきっちりしていくということにおいては、やはり人員の確保が必要になってくると思います。そういう点では、今後、経過を見ながら当局のほうに人員の確保をきっちりやってもらう必要があるということも、この機会に指摘しておきたいと思います。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 都市計画法に基づく開発許可等の権限を本市に移譲していくということになりますので、本市の体制の充実が望まれるということは、先ほど木村委員からご指摘がありました。これは前々から問題視されていることなので、しっかりとその辺の体制を整えていただきたいと思います。

また、摂津市開発協議基準の改正も同時に進めてらっしゃるということですが、今までいろいろと開発に関しては問題視してきたことがあります。例えば、開発区域の問題として、区域を2段階に分けて公共空地の確保が必要な開発を逃れるということについても指摘をされてきました。これからは摂津市がその責任を全て持つということになりますので、その辺もしっかり踏まえて、開発基準の見直しをしていただくことをお願いしておきたいと思います。

それから、道路の移管の話ですが、開発にかかっているにもかかわらず道路が市に移管されないという事例についても、

蟻の一穴が開いてしまうと崩れてしまうということもありますので、そういった点についても非常に危惧しております。まちづくりにおいて、開発の許可、それから検査も含めて、責任を持ってしっかりとするという決意を部長から述べていただきたいと思います。

○山本靖一委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 貴重なご意見をいただいたと思います。先ほどの人員の問題等も含めまして、体制づくりというのは今後も責任を持って、重点的に考えるべき視点だと我々もっております。

特に、技術的な問題等につきましては、我々建築職というのは、例えば道路などについては非常に弱い部分がございます、そのあたりは庁内連携をもっと充実していきたいと思っております。

それと、藤浦委員がおっしゃるような事例もございますし、我々の体制に加えて、法的な措置が講じられるような形を都市整備部としては考えていきたいです。

例えば、弁護士のアドバイザー契約みたいなものをやりながら、きちっと法的な措置がとれるような体制にしないと、摂津市の今後のまちづくりの骨幹にかかわりますので、そのあたりは強い体制づくりにより、職員が安心して職務に当たれるような環境をつくっていききたいということで、法的な措置も考えながら今後対応してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 摂津市開発協議基準の改正も同時に進めてらっしゃるということですが、できましたら早い段階で協議会等でお示しをいただければ議論に参加できるというふうに思っているところでございます。

それから、優良宅地の造成の認定の1,000平米未満の場合で手数料が10万

円ということでありまして。平成24年度の当初予算では優良宅地等認定手数料が8,000円計上されています。平成25年1月1日から、条例が改正されますと、その増額補正が出されてしかるべきだと思うんですけども、その考え方についてお聞きしたいと思っております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 優良宅地の認定でございますが、租税特別措置法上の制度ということになっておりますが、優良宅地については10年ぐらい認定の実績はございませんので、毎年、ゼロの計上になっておりますので、多分、今年におきましてもないと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 先ほど藤浦委員から触れましたように、本年3月の建設常任委員会で開発区域を2段階に分けて公共空地の確保が必要な開発を逃れる事例について議論いたしました。そういう意味で、開発基準の見直しをしっかりとやらなければいけないと思っております。

開発行為の許可について、議案書6ページのカの項、「アの許可を受ける必要がないことを証する書面の交付について」のご説明をいただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 開発行為の許可についてのカの項につきましては、開発の要否判定という手数料になっておりますので、既存の宅地について開発申請が必要か必要でないかという判断をする分になってございます。そのため、こういう形で低額な手数料となっております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 建築確認申請をされる場合で、都市計画法の開発許可を受ける必要がない場合に交付をして、その上で建

築確認をしていくと、こういうふうになるのでしょうか。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 そういうことでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 先ほど部長から決意をお聞きしたんですけど、スタッフが足りなくなるというのは、目に見えておりますので、庁内の資格を持った人を集めて水平連携でやっていくという形、弁護士のアドバイザー契約といった形をお聞きしました。

その中で、民間の検査機関とか、設計士とか、そういう形の第三者機関のような、民間を活用するような形の取り組みも今後考えられているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○山本靖一委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 我々の考え方といたしましては、組織の問題でいきますと、第三者機関は今のところは考えておりません。

ただ、先ほど言いましたように、弁護士とアドバイザー契約をして常に連絡がとれるような形、例えば、大阪府は弁護士を雇っています。だから、すぐに法的な連携がとれますし、事務職員と技術職員が同じ組織の中にありまして、事務職員の係では、弁護士、法科の出身者を配属されております。そして、その方が中心になって法律的なアドバイスを行います。

摂津市でございましたら、法規の担当もございまして、時間がかかったり、うまく伝わらないという部分がございまして、我々とすれば直接アドバイザー契約を都市整備部がして、それで直接お話ができるようにして、連絡をとりやすく、時間を大事にした、そして正確に相

手方に返せるような形の弁護士の利用を
したいと考えております。

ただ、今、野原委員からお話をいた
だいたように、第三者機関につきましては、
一遍考えてみたいと思いますけど、入
っていただく条件によっては時間がかか
るといことがございますので、例えば裁
判事例になる場合とか、そういうケース・
バイ・ケースで考えながら、幅広く参考
にさせていただきたいと思っております。

法的な措置を講じれるような体制をつ
くってまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 部長が言われたように時
間を大事にさせていただきたいと思いま
す。現状でも職員が一生懸命されている
のは理解していますが、事務が権限移譲
されて、人が足りなくなると問題が起
きるといことが極力ないような形で知
恵を出し合ってもらって、そういう形
できっちり事務を行っていただける仕
組みづくりをつくってもらって、形が
できたら、また協議会なりで提示して
もらうことをお願いしておきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わ
ります。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第38号の審査を行います。質疑
に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、
以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採
決いたします。

議案第38号について、可決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決
定しました。

議案第50号について、可決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時29分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 藤 浦 雅 彦